

平成18年10月から

障害福祉サービスが変わります

障害をお持ちの方への福祉サービスについては、支援費制度などから障害者自立支援法による新たなサービスへと大きく変更されます。

既に平成18年4月より一部のサービスが実施されていますが、10月からは原則すべてのサービスが新サービスに移行することになります。

自立支援システムの全体像

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、障害福祉サービスのほか、自立支援医療、補装具を含めた全国一律に行われる自立支援給付と市町村が独自に実施する地域生活支援事業で構成されています。

10月から変更されるサービス

現行の居宅サービスのうち、主な変更点は次のとおりです。「グループホーム」については、介護度の高い方が利用する「ケアホーム」とそれ以外の方が利用する「グループホーム」に区別されます。

「外出介護」については、「移動支援」へと変更されます。

「短期入所」については、宿泊を伴う利用は現行と同様ですが、日帰りの利用は「日中一時

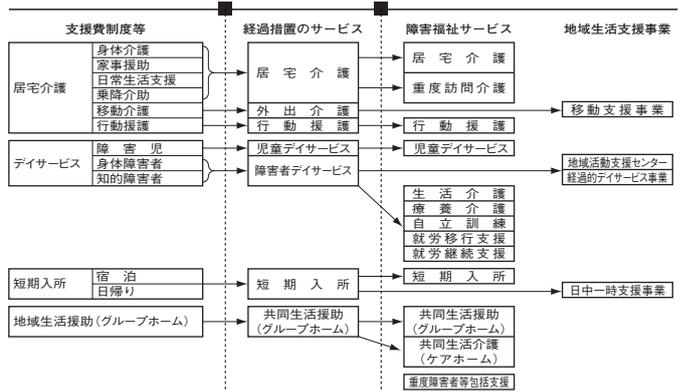
支援」として実施します。児童を除く「デイサービス」については、平成18年度中に限り、現行とほぼ同様の「経過的デイサービス」として実施します。

また、現行の施設サービスについては、昼のサービス（日中活動）と夜のサービス（住まい）に再編されることになり、「療養介護」、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「地域活動支援センター」の6つの日中活動の場と、「施設入所支援」、「ケアホーム」、「グループホーム」といった住まいの場を必要に応じて組み合わせる利用することになります。

ただし、施設が移行するための期間として、概ね5年間の経過措置が認められています。

サービスを利用するには

(障害者自立支援法施行) 18年4月 18年10月



障害福祉サービスを利用するには、支給申請の後に障害程度区分の判定を受ける必要があります。市町村が調査（二次判定）を行い、審査会（二次判定）で決定される仕組みになります。決定された障害程度区分のほか介護する人の状況、要望などをとくに、サービスの支給量などを決定します。

利用者負担の仕組み

福祉サービスを利用した場合の利用者負担は、原則として費用の1割の定率負担と食費などの実費負担があります。

ただし、所得などに応じて月

ごとに上限額が決められています。また、負担が重くなり過ぎないように、各種の減免や給付などの措置により軽減策が講じられています。

補装具・日常生活用具の給付

これまでの制度が再編され、ストーマ用装具などは補装具から日常生活用具としての給付に変更となります。

利用者負担は、これまでの課税状況に応じた負担から原則1割負担となります。

地域生活支援事業

障害をお持ちの方に対する相談支援や手話通訳などの派遣、日常生活用具の給付、移動支援、訪問入浴、声の市報、自動車改造費助成、IT講習、日中一時支援、経過的デイサービスなどの事業を市独自の事業として実施します。

障害者自立支援法説明会

新しい障害福祉制度の説明会を開催します。

とき 10月17日(火)  
 昼の部 午前10時～  
 夜の部 午後6時30分～  
 ところ 石巻文化センター

障害福祉課（内線624・625）  
 ・各総合支所保健福祉課

身体障害者相談員 知的障害者相談員 のみなさんです

身体や知的に障害をお持ちの方の更生支援について相談に際し、必要な助言や指導を行います。お気軽にご相談ください。

●身体障害者相談員				●知的障害者相談員			
氏名	住所	電話		氏名	住所	電話	
井上 利枝	南浜町	93-3168	日野與一郎	桃生町太田	76-0297		
村上 平八	門 脇	93-3414	貝田 和雄	桃生町船人町	76-4306		
虎 仁一	新 栄	94-3810	武山 昭利	北上町十三浜	67-3246		
相沢 照夫	大 瓜	22-4395	遠藤 榮吾	北上町十三浜	66-2041		
阿部 次男	門 脇	94-3770	今藤 義夫	鮎川浜	45-3111		
志茂 サタ	高松 照義	23-0040	●知的障害者相談員				
小幡 美子	高橋 寛	62-2173	氏名	住所	電話		
及川 幸男	佐藤 寅雄	64-2355	高野 一枝	鹿妻南	22-5025		
小野寺聖太郎	高橋 仁夫	57-2203	遠藤 正夫	小船越	62-2831		
阿部 市郎	伊藤 良雄	74-2874	佐藤喜美江	北上町十三浜	67-3047		
和田 清治	千葉 長二	72-2685	阿部 大志	小浜濱	46-2422		
五十嵐初榮	堀野 英俊	72-2262					

## 届きましただか 新しい国保の保険証

毎年、10月1日は、国民健康保険証の更新月日です。不在、転居などにより、保険証の届いていない方は、お問い合わせください。

### ★こんな時には必ず届け出を

国保に加入している方が次のような異動があった場合は、14日以内に届け出が必要です。

- ①職場の健康保険（社会保険など）の資格を取得または喪失したとき。
- ②保険証の内容に変更が生じたとき。
- ③生活保護の廃止や退職被保険者証などの資格を取得または喪失したとき。

※印かん・保険証・資格の移動を確認できるものをご持参ください。

問 国保年金課（内線277・633）

## 年金手帳・基礎年金番号通知書

### 大切に保管しましょう

国民年金や厚生年金保険に加入すると年金手帳が交付されます。また、平成9年1月時点で公的年金に加入していた方には、社会保険庁より基礎年金番号通知書が送付されています。

手帳や通知書に記載されている基礎年金番号は、生涯変わらない番号で、大切な年金の加入記録を管理しています。

年金手帳・基礎年金番号通知書は、年金についての問い合わせや届け出、年金を請求するときなどに使用しますので大切に保管してください。再発行が必要な方は、石巻社会保険事務所で申請してください。

問 国保年金課（内線256・257）  
石巻社会保険事務所  
☎22・5115

## AED（自動体外式除細動器）

### を設置

市民の命を守るため、次の施設などに設置しました。今後も整備拡充に努めていきます。

本庁舎正面入り口

総合体育館

総合運動公園

田代総合開発センター

河北総合センター（ビッグバン）

遊楽館

牡鹿交流センター

網代島地区救急患者輸送車

問 防災対策課（内線397・399）



▲本庁玄関ホール設置のAED

よく来てくださいね

## 市長室

「市長室開放デー」の一部を紹介します。



市長に直接  
言えて手応え

環境保全に関心を持ち、ごみの減量化について、「市長室開放デー」で提言をしています。

要望については、すぐに担当部課長が呼び出され、指示されるので、担当者には、余計な手間を掛けているようで申し訳ない気もしますが、市長に直接意見を言えることで、十分な手応えを感じることが出来ます。

ごみの減量化は、まず市役所から率先して行動していただきたく、3カ月間自ら市職員の茶殻を家に持ち帰り、天日干しをして、水切り状態のデータを市に示し、庁舎内の茶殻などの水切りを訴えました。早速市長から担当課への指示があり、対応していただきました。このように一市民の声を真摯に聞いていただける企画は、今の市長さんになって初めてなので、非常に感心しています。

鈴木さんには、平成15年に「市長室開放デー」を実施以来、毎回のようにご来訪いただいた上、貴重なご提言をいただき感謝しています。以前から、ごみ減量化に努力しているものの、鈴木さんの提案後は、庁内の炊事場に水きりネットを設置したり、文書で周知をしたりして、更に細部にわたり啓発を行っています。

今月の「市長室開放デー」は10月5日(木) 午後1時～7時です。ご来訪お待ちしております。



石巻市長

土井喜美夫

## 原子力防災訓練を実施します

女川原子力発電所で原子力災害が発生したことを想定し、宮城県、石巻市および女川町との合同による広報訓練や避難訓練などの原子力防災訓練を実施します。

とき 10月24日(火) 午前9時～午後1時30分

ところ 牡鹿地区、荻浜地区、渡波の一部地区を対象

※訓練当日、実施地域に防災行政無線によるサイレンや一斉放送を行いますので、津波などの災害と間違わないようご注意ください。

## 夕暮れどきの交通事故防止運動

10月1日(日)～12月31日(日)

秋から年末にかけて、日没が早まるため死亡事故が普段の月の2倍以上発生しています。事故の目立つ、夕方4時から8時は特に注意しましょう。

重点目標

- 薄暮時間帯の交通事故防止
- 高齢者の歩行中および自転車乗車中の交通事故防止

問 防災対策課（内線521）

